

議会第3号

私立高校への公費助成に関する意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月21日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 小澤彰一

私立高校への公費助成に関する意見書

私立高校は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国及び県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度に「高等学校等就学支援金」政策が実施され、私立高校に通う生徒にも「就学支援金」が支給され、昨年度からは年収590万円未満の世帯で授業料無償化が実現しました。しかし、就学支援金の加算対象から外れてしまう年収590万円以上の世帯では、590万円未満の世帯と約30万円の学費負担の差があり、保護者の多くは公立高校と私立高校では学費の差は大きいと感じています。

多様なカリキュラムを持つ私立高校は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者にとって断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層の御理解、御支援を賜りたく、次の事項について実現されるよう要望するものであります。

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

塩尻市議会